

議案第 71 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

交野市長　山　本　景

1 事　件　名　　占用料相当損害金請求訴訟

2 原　告　　交野市私部 1 丁目 1 番 1 号

　　大阪府交野市　交野市長　山　本　景

3 被　告　　交野市倉治 6 丁目 44 番 1 号

　　株式会社オクノナマコン

　　代表取締役　奥　野　貴　弘

4 対　象　土　地　　準用河川がらと川河川敷（国有地）

　　交野市倉治 6 丁目 1724 番 1 地先他

5 請　求　の　趣　旨　　(1) 被告は、原告に対し、訴え提起日から遡って 5 年前の日から土地の明渡済みまで年 3,467,630 円の割合による金員を支払え。

　　(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

## 6 訴訟遂行の方針

- (1) 交野市の顧問弁護士であるみずほ総合法律事務所所属の井上隆晴弁護士、井上卓哉弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 本件について必要がある場合は、上訴する。

## 7 訴訟の概要

対象土地は、土地の所有権は国にあるが、準用河川がらと川として本市が管理する河川敷である。現在、被告が権限なく占有しており、再三明渡しを求めたが被告はこれに応じなかつたため、河川管理者である本市が原告となり占用料相当損害金請求の訴えを提起するものである。